

# 【重要】現在の活動制限レベルならびに本学活動制限指針の一部改訂について

令和3(2021)年6月4日

学生の皆さんへ

学務部よりお知らせします。

5月12日(水)に案内しておりましたが、5月14日(金)12時までには判断を行うことについては、ご案内をしませんでしたのでお知らせします。本学の**現在の活動制限指針は「警戒」レベル2です。**

なお、「警戒」レベル2の「教育活動(講義・演習・実習)」欄において、下記朱書き文字のとおり、一部文言改訂を行いましたので、確認してください。

富山国際大学 新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動制限指針 (Ver. 3)							策定2020年4月22日 改訂2021年4月26日 改訂2021年6月4日	
カテゴリー	レベル	研究活動	教育活動(講義・演習・実習)	学生の課外活動/就職活動	図書館利用	学内会議	勤務体制	
通常	0							
要注意	1	感染防止措置の上 ・研究活動の継続 ・セミナー等の実施	感染防止措置の上 ・講義、演習、実習等の対面授業の実施	感染防止措置の上 ・実施	感染防止措置の上 ・通常通り利用可能	感染防止措置の上 ・対面会議可能 ・オンライン会議を推奨	感染防止措置の上 ・通常通りの勤務	
警戒	2	感染防止措置の上 ・研究活動の継続 ・セミナー等の実施(50人以上は自粛) ・県外出張は、学部長の許可が必要	感染防止措置の上 ・講義、演習、実習等の制限 ・ <b>対面又はオンライン授業を実施</b>	感染防止措置の上 ・一部の課外活動を申請により許可 (許可には、それぞれの競技団体の感染防止策を講ずることが条件) ・就職活動で県外に行く場合は、学部長の許可が必要	感染防止措置の上 ・一部の図書館への申請により利用可能	感染防止措置の上 ・原則オンライン会議 ・必要に応じて対面会議を実施	感染防止措置の上 ・通常通りの勤務 ・テレワークが可能な場合は、総務課管理のもとでテレワークを推奨	
高度警戒	3	・最小限の研究活動の継続 ・原則自宅での研究活動 ・県外出張は、原則禁止	・オンライン授業のみ ・原則学生の入構禁止	・部活動は全面禁止 ・就職活動で県外に行く場合は、学部長の許可が必要	・原則全面禁止	感染防止措置の上 ・原則オンライン会議 ・必要に応じて対面会議を実施	感染防止措置の上 ・職員の時差出勤を認める。 ・テレワークが可能な場合は、総務課管理のもとでテレワークを推奨	
緊急事態	4	・原則教員の入構禁止 ・入構が必要な場合は許可が必要 ・県外出張は、原則禁止	・オンライン授業のみ ・原則学生の入構禁止	・部活動は全面禁止 ・就職活動で県外に行く場合は、学部長の許可が必要	・原則全面禁止	・原則オンライン会議のみ ・個人情報保護等の観点からオンライン会議ができない場合は、学長が特に認めた場合に限り対面会議	感染防止措置の上 ・出勤して行わなければならない緊急な業務以外は、原則在宅勤務 ・建物及びグラウンドなどの立入には許可を必要とし、入構記録に記入する必要あり	
	5	全面活動停止(大学機能維持のために必要な職員のみ出勤、その他は休日)						

●活動制限指針のカテゴリーならびにレベルは、国の緊急事態宣言や富山県の警戒レベル(ステージ)等を考慮して決定される。

要注意: 県内において散発的に感染が確認され、今後感染の拡大のおそれがある場合、または感染の危険性が大幅に減少した場合。

警戒: 県内において感染の拡大のおそれがある場合、または感染の危険性が減少した場合。

高度警戒: 感染に対する高度の警戒が必要であるが、緊急事態宣言対象地域には指定されず、国や自治体から休校要請が無い場合。

緊急事態: 国の緊急事態宣言等により国や自治体による休校要請がある場合、キャンパス内でクラスター感染の発生がある場合、など。

\*この活動制限指針は、今後の感染拡大状況の変化に応じ、随時見直しを行う場合があります。

現時点での課外活動については、申請に基づき許可を原則としています。

今後、県内の感染状況や本学内の感染状況などの変化によって、活動制限指針のレベルの上げがあります。引き続きメールやホームページ等を注視願います。

学生の皆さんにおかれては、これまで同様に徹底した感染予防対策をお願いしますが、再度以下の点についてくれぐれも留意してください。

## 1. 感染予防対策について

- (1) 不要不急の外出はできるだけ避け、止むを得ず外出する際は、マスクを必ず着用してください。
- (2) 「3密」行動を避け、手洗い・消毒を励行し、感染拡大防止の意識を徹底して持ってください。面接(対面)授業で、教室等に入室する際は、徹底して手指のアルコール消毒を行ってください。

- (3) 体調管理に努め、通学前に検温するなどし、発熱（通常の体温より高い場合）、倦怠感や息苦しさ、味覚・嗅覚に異常を感じる症状など感染症が疑われるものが見られる場合は、まずは、かかりつけ医に相談し、医師の指示に従うとともに、大学・ゼミ担当教員に必ず連絡し、自宅待機してください。

《連絡先》 東黒牧キャンパス 教務課 076-483-8002 hk-kyoumu@tuins.ac.jp  
呉羽キャンパス 事務室 076-436-2570 kurehac@tuins.ac.jp  
(※電話受付 8:30~17:00 (土日祝日を除く平日))

## 2. 移動について

- (1) 「緊急事態宣言」が発出されている都道府県への移動は、宣言が解除されるまでの間、当該都道府県への不要不急の移動は、原則禁止といたします。  
なお、就職活動等でやむを得ず移動する場合は、事前にゼミ担当教員経由で学部長の許可を得てから移動するとともに、帰着してから 2 週間は毎日検温するなど、健康観察を厳重に行ってください。
- (2) 「緊急事態宣言」が発出されていない地域への移動は、感染防止対策を徹底した上で、移動は可能といたしますが、他県など感染者が多数発生している地域への不要不急の移動はできるだけ自粛するようお願いいたします。移動した場合、帰着してから 2 週間は、毎日検温するなど健康観察を十分行ってください。

何度もお伝えしますが、感染リスクが高まる「5つの場面」は絶対に避けてください。

【5つの場面】については、以下を参考にしてください

[https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes\\_poster\\_20201211.pdf](https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf)

【都道府県別の感染者数の情報】については、以下を参考にしてください

<https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/data/>

繰り返しますが、今後の授業の実施等に関する詳細な情報は、大学または各学部から随時連絡しますので、メールやホームページなどを注視してしてください。

以上

学務部